

株式会社 アクア 許可登録一覧表 令和3年度

一般許可

| 許可証名・登録証名 | 事業の範囲 | 許可者 | 内 容 | 許可登録番号 |
|---------------|--|------------|------------------------|---------|
| 一般廃棄物収集運搬業許可証 | 一般廃棄物収集運搬業 (し尿及び浄化槽汚泥) | 舞鶴市長 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 | 6 |
| 浄化槽清掃業許可証 | 浄化槽清掃業 | 舞鶴市長 | 浄化槽法第35条第1項 | 3 |
| 浄化槽保守点検業者登録証 | 浄化槽保守点検業 | 京都府中丹東保健所長 | 登録第5条第1項 | 東第6号 |
| 一般建設業の許可証 | 種類 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 電気工事業 管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 浚渫工事業 水道施設工事業 | 京都府知事 | 建設業法第3条第1項 | 第29222号 |

産廃許可

| 許可証名・登録証名 | 事業の範囲 | 許可者 | 内 容 | 許可登録番号 |
|------------------------|---|----------------|------------------------------------|---------------|
| 産業廃棄物収集運搬業許可証 (京都府) | 積替え又は保管を含まない ①汚泥 ②廃油 ③廃プラスチック類 ④金属くず ⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑥がれき類 以上6種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。) | 京都府中丹東保健所長 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項 | 02600032928 |
| 産業廃棄物収集運搬業許可証 (大阪府) | 積替え・保管を含まない ①汚泥 ②廃油 石綿含有産業廃棄物を除く 水銀使用製品産業廃棄物を除く 水銀含有ばいじん等を除く 以上2種類 | 大阪府知事 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第14条の2第1項 | 第02700032928号 |
| 産業廃棄物収集運搬業許可証 (福井県) | 積替保管を含まない ①汚泥 ②廃油 ③廃プラスチック類 ④金属くず ⑤ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及陶磁器くず ⑥がれき類(自動車等破碎物を除く。) (石綿含有産業廃棄物を除く。)(これらのうちの特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上6種類 | 福井県嶺南振興局若狭保健所長 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項 | 01808032928 |
| 産業廃棄物収集運搬業許可証 (兵庫県) | 積替え・保管を含まない ①汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。) ②廃油 ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。) ④がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)以上4種類 | 兵庫県知事 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項 | 第02807032928号 |
| 産業廃棄物収集運搬業許可証 (滋賀県) | 積替えのための保管を除く ①汚泥(無機性汚泥に限る。) ②廃油(タールピッチ類を除く。) 以上2項目 | 滋賀県知事 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項 | 第02501032928号 |

その他許可

| 許可証名・登録証名 | 事業の範囲 | 許可者 | 内 容 | 許可登録番号 |
|------------------------------|-----------|------------|--------------------------------|------------|
| 毒物劇物一般販売業登録証 | | 京都府中丹東保健所長 | 毒物及び劇物取締法第4条 | 中丹東第9010号 |
| 一般貨物自動車運送事業許可証 (グリーンナンバー) | | 近畿運輸局長 | 貨物自動車運送事業法 | 近運自貨第539号 |
| 特例浄化槽工事業者届出書 | | 京都府知事 | 建設業法第3条第1項 | 第8037号 |
| 計量証明事業登録証 | 濃度(水又は土壤) | 京都府知事 | 計量法第107条 | 第1037号 |
| 下水道処理施設維持管理業者登録 | | 近畿地方整備局長 | 下水道処理施設維持管理業者登録規程第5条 | (2)処30-826 |
| 建設物排水管清掃業登録証明書 | | 京都府知事 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項 | 京都府26排第5号 |